

議案第64号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

関西広域連合規約の一部を改正する規約（案）

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア～カ 略</p> <p>キ <u>文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの</u></p> <p>(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア～エ 略</p> <p>オ <u>農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務</u></p> <p>カ <u>農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 略</p> <p>イ <u>野生鳥獣の保護及び管理その他の生物多様性の保全に関する事務</u></p> <p>ウ <u>廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進</u></p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア～カ 略</p> <p>(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア～エ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 略</p> <p>イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務</p>
---	--

に関する事務

工 環境学習の推進に関する事務

(7)～(9) 略

2・3 略

別表 (第20条関係)

経費の区分	負担する構成団体	負担割合
略		
事業費		
略		
第4条第1項第3号工からキまでに規定する事務に係る経費	略	
略		

(7)～(9) 略

2・3 略

別表 (第20条関係)

経費の区分	負担する構成団体	負担割合
略		
事業費		
略		
第4条第1項第3号工からカまでに規定する事務に係る経費	略	
略		

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。